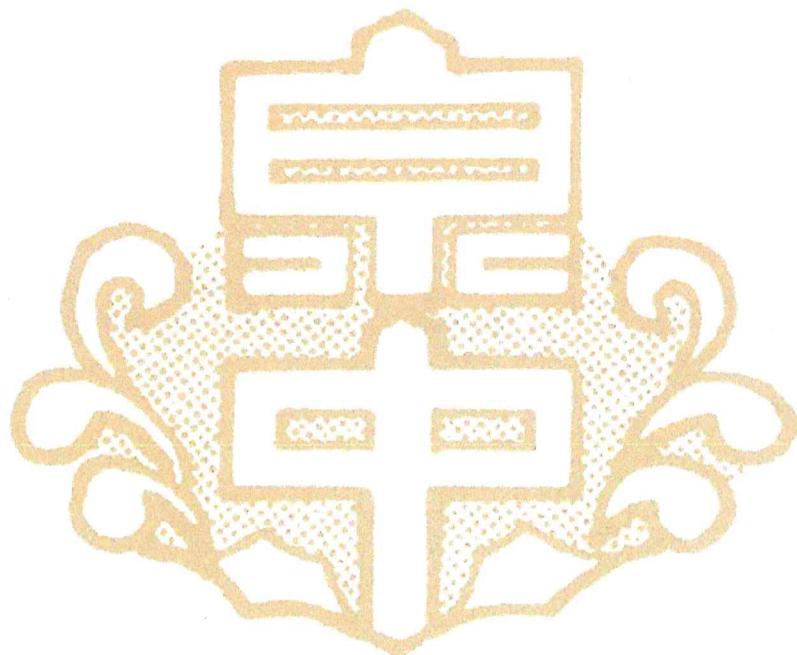


泉中学校いじめ防止基本方針



(令和4年4月 改定)

北杜市立泉中学校

―― もくじ ―――

I いじめ問題に関する基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに関する基本的認識

II いじめ対策の組織

- 1 「いじめ防止対策委員会」の構成員
- 2 いじめ防止対策委員会の役割

III 未然防止の取り組み

IV 早期発見の取り組み

早期発見のための手立て

V いじめへの対処

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援
- 4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 繼続した指導
- 7 ネット上のいじめへの対応

VI その他の留意事項

- 1 組織的な指導体制
- 2 校内研修の充実
- 3 校務の効率化
- 4 学校評価
- 5 地域や家庭との連携について

VII 泉中学校いじめ防止指導計画

資料

- いじめ発見のチェックポイント (生徒用)
いじめ発見のチェックポイント (保護者用)

I いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめ問題は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があり、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努め、また、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があると考える。

こうしたことから、いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、平成26年「泉中学校いじめ防止基本方針」を作成した。

その後、平成29年3月、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定、平成30年9月「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定、平成30年10月「北杜市いじめ防止等のための基本的な方針」の改定、さらに、最近では、令和4年3月北杜市「いじめ対応アクションプラン」の策定を受け、ここに「泉中学校いじめ防止基本方針・改定版」を策定した。

学級担任をはじめ職員一人一人が熟読するとともに、改定の意図を理解し、これとともに校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、総ての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことが出来る環境を築いていきたいと考える。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【「いじめ防止対策推進法第2条」より】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。たとえんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、周りの「観衆」や「傍観者」もいじめを助長する存在であり、「受けている子」にとって大きな傷つきの要因にもなりやすい。

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のようないくつかの特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめは、様々な様態がある。

(5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

- (6) いじめは、職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

II いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

1 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭
場合により S C (スクール・カウンセラー)

2 いじめ防止対策委員会の役割

日頃から運営委員会、職員会議などの情報交換を密に行い、いじめが少しでも疑われる場合、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、対策を検討する。

III 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることが大切になる。

全ての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すと、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなることと考えられる。授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う、仲間づくりが必要になり、その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が生徒を成長させる。また、職員の生徒たちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちは大きく変容することになる。

特に、障害のある生徒や性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、特別な家庭環境にある生徒、外国にルーツを持つ生徒、東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒など特に配慮が必要な生徒については、総ての職員で情報を共有するなどしながら、少しの変化にも注目していきたい。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、総ての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していく。

IV 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。いじめは、職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があり、生徒たちの

些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

そのために日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにし、生徒が毎日書き留める生活ノートや復習ノートの点検と教師からのコメントそして定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

また、生徒に関わることを職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための手立て

- ①アンケート調査の実施
- ②年2回のQ-U調査の実施
- ③日々の教師観察
- ④生活ノート・復習ノートの活用
- ⑤二者懇談・三者懇談等の実施
- ⑥教育相談室（スクールカウンセラー等）への訪問の様子
- ⑦保健室への訪問の様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの生徒からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方々からの情報

V いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込みず、速やかに組織的な対応を実施する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した職員は、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。併せて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に必ず報告する。

- ① いじめられた生徒・いじめを通報した生徒を守り通す。

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。

* 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめの情報を伝えた生徒を徹底的に守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても職員の目の届く体制を整備する。

② 事実の確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情等をいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を収集して、正確に把握する。なお、保護者には、複数の職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に状況を説明する。

* 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに職員間の連携と情報共有を隨時行う。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

3 いじめられた生徒及びその保護者への支援

生徒に対して

- ◆事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ◆「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ◆「必ず解決できる」希望が持てることを伝える。
- ◆自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ◆発生したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ◆学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ◆保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ◆継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ◆家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

4 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

生徒に対して

- ◆いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ◆心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ◆正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- ◆「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ◆生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ◆「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ◆はやし立てる行為や、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ◆いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ◆いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

6 繼続した指導

- ◆いじめが「解消」したと判断するには、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目処）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。「解消」したと思われる場合も、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ◆教育相談、生活ノート、便りなどで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ◆いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ◆いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ◆いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

7 ネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、匿名性が高く、学校、家庭、地域社会に多大な被害を与える可能性があることや、被害者に対して重大な人権侵害に当たることなどインターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化等、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

また、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案によっては、警察

等の専門機関と連携して対応していくことが必要である。

○関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ◆書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ◆学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

*書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防止するため、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

*学校非公式サイトの削除も同様

〈指導のポイント〉

- ◆誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- ◆匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
- ◆書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される。

チェーンメールの対応

〈指導のポイント〉

- ◆チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことが原因で、不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。
- ◆受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となる。

【チェーンメール転送先】

（財）日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

8 重大事態への対応の充実

○調査を要する重大事態の例

- ◆いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
(生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合)
- ◆いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
(不登校の定義を踏まえ年間30日を目処とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も含む)

- ◆生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったとき（申し立ては学校が把握していない重要な情報である可能性があることから、調査をせず、いじめの重大事態ではないと学校側が断言することはできない）

○重大事態の報告

- ◆重大事態が発生した場合、速やかに北杜市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

○調査の趣旨及び調査主体

- ◆市教育委員会の判断を仰ぎ、学校が調査主体となる場合、市からの指導に従って調査を行う。
- ◆学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）又は市教育委員会が設置した専門委員会において調査を行う。構成員に関しては、公平性・中立性を確保する。

○事実関係を明確にするための調査の実施

- ◆重大事態に至る要因になつたいじめ行為に関する事実関係を、可能な限り網羅的に客観的に明確にする。その際学校自身が、事実にしつかり向き合う姿勢が重要である。学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

*いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰や学習への支援等をする。

*いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた生徒が入院や死亡の場合）

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法は、原則として在籍生徒や職員に対して質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

*いじめられた生徒が自殺した場合の対応

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・遺族に対して、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際調査の目的・調査を行う組織の構成、調査の期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・調査を行う組織については、市教育委員会の指示に従い、第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保する。

○その他

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために尽力するとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

○調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

VI その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、全職員で共通理解を図る。

2 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

部活動休養日を設定する等、職員の業務の見直しを行い、生徒と向き合う時間、いじめに係る相談時間を一層確保するようにする。

4 学校評価

学校評価項目にいじめ防止等のための対策についての項を設け、いじめの隠蔽、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

5 地域や家庭との連携について

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、P T A研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

VII 泉中学校いじめ防止指導計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	職員会議 運営委員会	職員会議 運営委員会	職員会議 運営委員会	職員会議 運営委員会	校内教職員研修	職員会議 運営委員会
	←	→	事案発生時に、いじめ防止対策会議の開催	→		
防止対策	←	いじめ防止宣言 SCとの個人懇談	学級づくり・人間関係作り SNS講演会	人権作文応募		
早期発見	←	Q-U検査	生活アンケート		Q-U結果分析	
	←	→	生活ノート・復習ノート点検	→		
保護者教育	PTA総会での啓蒙	家庭訪問	SNS講演会 教育相談	三者懇談		
	←	→				

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	職員会議 運営委員会	職員会議 運営委員会	職員会議 運営委員会	職員会議 運営委員会	職員会議 運営委員会	職員会議 運営委員会
	←	→	事案発生時に、いじめ防止対策会議の開催	→		
防止対策	←	道徳授業参観	学級づくり・人間関係作り 生活委員会集会			
早期発見	生活アンケート	Q-U検査		学校評価 Q-U結果分析	生活アンケート 学校評価分析	
	←	→	生活ノート・復習ノート点検	→		
保護者教育	道徳授業参観 学年PTA		三者懇談 教育相談	学校評価	学年PTA	
	←	→				

資料 いじめ発見のチェックポイント (生徒用)

いじめられている生徒が出すサイン

学校生活の中で生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを言葉や表情、しぐさ等で表しています。職員は、一人一人の生徒が出すサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。
(＊は他人から強要されている可能性がある場合も。)

朝の会 (SHR)

- 遅刻・欠席が増える。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 出席確認の際、声が小さい。
- 体調不良を訴える。

授業の 開始時

- 忘れ物が多くなる
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 涙を流した気配が感じられる。
- 周囲が何となくざわついている。
- 席を替えられている。

授業中

- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- ひどいあだ名で呼ばれる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 発言に笑いが起きる。
- 正しい答えを冷やかされる。
- ノートなどの使い方が乱雑になる。
- * 不真面目な態度で授業を受ける。
- * ふざけた質問をする。

休み時間

- 一人でいることが多い。
- わけもなく廊下や階段などを歩いている。
- 用もないのに職員室に来る。
- 遊びの中で孤立しがちである。

休み時間

- 集中してボールを当てられる。
- 遊びの中で常に同じ役をしている。
- プロレスごっこで負けることが多い。
 - *大声で歌を歌う。
 - *仲良しでない者とトイレに行く。

給食時

- 食べ物にいたずらをされる。
- 嫌われるメニューのときに多く盛られる。
- その生徒が配膳をすると嫌がられる。
- グループ分けで孤立しがちである。
 - *好きな食べものを友人に譲る。

清掃時

- 目の前にゴミを捨てられる。
- 最後まで一人です。
- *人の嫌がる仕事を一人です。
- *さぼることが多くなる。

帰りの会 から 放課後

- 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。
- 用事がないのに残っている。
- 顔にすり傷や鼻血の跡がある。
- 急いで一人で帰宅する。
- 部活動に参加しなくなる。

動作や 表情

- 活気がなく、おどおどしている。
- 視線を合わさない。
- 寂しそうな暗い表情をする。
- 教師と話すとき不安な表情をする。
- 独り言を言ったり急に大声を出したりする。
- 係活動など、急に意欲を失う。

持ち物や 服装

- 教科書にいたずらをされる。
- 靴・傘等の持ち物を壊されたり隠されたりする。
- 持ち物や机等に落書きや靴の跡がついている。
- 忘れ物や宿題忘れが目立つようになる。
- 刃物など危険なものを所持する。

資料 いじめ発見のチェックポイント （保護者用）

いじめられている生徒が家庭で出すサイン

保護者から、家庭での様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

- 衣類の汚れや破れが見られ、よくけがをしている。
- 風呂に入ったり、裸になったりするのを嫌がる。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 教科書やノートを見せたがらない。
- 学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ボーッとしていることが増える。
- 登校時刻になると身体の不調を訴える。
- 「学校行事に来ないで」と言う。
- 表情が暗くなったり、言葉数が少なくなったりする。
- イライラしたり、オドオドしたりして落ち着かなくなる。
- 部屋に閉じこもることが増え、ため息をついたり涙を流したりしている。
- 言葉づかいが乱暴になり、親や姉妹兄弟に反抗したり、ハッ当たりをしたりする。
- 学校のことを話したがらず、無理に聞こうとすると怒る。
- 転校を口にしたり、「学校をやめたい」などと言い出す。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 友人からの電話で、急な外出が増える。
- 不審な電話や嫌がらせのメールがくる。
- ナイフなどを隠し持っている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 自傷行為や死ぬことをほのめかすようなメモや日記が見つかる。
- スマホを親に見せるのを、かたくなに拒む。

資料 ○ 事故(事案)対応用紙

- 1 事件事故発生時刻
- 2 事件事故の発生場所
- 3 傷害等の程度
- 4 加害生徒
学年 組 男・女 年齢
氏名
保護者住所
電話
保護者氏名 職業
- 5 被害生徒
学年 組 男・女 年齢
氏名
保護者住所
電話
保護者氏名 職業
- 6 事件の状況 (概要 主たる原因 等)
聞き取り生徒名 聞き取りを行った職員名も記録しておく
- 7 事件発生後の学校としての対応
- 8 学校としての指導
- 9 発生場所の見取り図・事件発生前後の時系列 等 (書類として添付)